

社労士國本の年中夢求 便り



上司と若手社員の考え方のギャップ

若手社員のモチベーションが低下

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が、20～50代のサラリーマンを対象に昨夏に「仕事に関する意識調査」を行いました。このアンケートの中に「現在の仕事へのモチベーション」という項目がありましたが、全体的にモチベーションの低下傾向が見られた中、特に20代社員の低下が著しい結果となりました。

「現在の仕事にやる気がある」と答えた社員の割合は、2008年調査と2009年調査を比較すると、

- ・20代では 57.3% 50.0% (7.3ポイント減)
- ・30代では 50.5% 50.3% (0.2ポイント減)
- ・40代では 49.2% 54.4% (5.2ポイント増)
- ・50代では 55.0% 52.0% (3.0ポイント減)との結果でした。

同社では、20代の若手社員のモチベーションが低下した原因として、「会社の将来性への不安」「人材育成の機会の不十分さ」などを挙げています。40代では会社の将来性への不安を抱きつつも、それがモチベーションの低下には繋がっていない結果となっており、ここに若手社員とのギャップが見られます。

上司は若手社員の「困難克服力」に期待

また、JTBグループの人事コンサルティング会社のJTBモチベーションズでは、今年の2月に若手社員の成長などに関する調査の結果を発表しました。約40%の上司は部下の「困難を克服する力」に大きな期待をかけている一方で、このような「困難克服力」を伸ばしたいと考えている若手社員(入社1年目から3年目まで)は約20%しかいないという結果となりました。

ここでも、「上司の求めるもの」と「若手社員の意識」の大きなギャップが見られる結果となりました。

いかに考え方のギャップを小さくするか

「上司と若手社員の考え方のギャップ」、これはいつの時代においても存在する永遠のテーマなのかもしれません。一方で今の若者の、仕事に対する甘い考えも、所々で見受けられます。しかし、初めから「ギャップがあるのはしょうがない」言っただけではいけません。

この不景気の時代、会社が一丸となって業務を進めていくためには、上司と部下、年配者と若者のギャップをいかに小さくしていくかを考えなければなりません。世代間ギャップを埋めることを社員個人に頼るのではなく、

「ギャップを小さくするために会社として何かできることはないか」

を考える必要があるのではないのでしょうか。

残業時間の削減を進めるには？

長時間労働の短縮に向けて

過去に「働きバチ」と揶揄されたこともある日本人の残業時間は、以前よりは短くなっているものの、国際的にみるとまだまだ長いと言われています。

1人あたりの平均年間総実労働時間は減少傾向にあるものの、正社員については、今も2,000時間前後で推移しています。働き盛りの30～40代男性では、フルタイム勤務者のうち週60時間以上働く人が全体の2割を超えています

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させるためにも長時間労働の短縮は必要不可欠ですし、また、この4月からは改正労働基準法が施行され、“月60時間を超える残業に支払う賃金割増率が25%から50%以上へと引き上げられており（中小企業は猶予期間があります。御安心下さい）、人件費抑制の対策としても労働時間の短縮が急務と言えます。

残業時間削減への各社の取組み

残業時間削減に向けて、ある企業では、会議で使用するディスプレイ上に、社員1秒あたりの平均賃金と会議時間を基に算出した「会議コスト」を秒刻みで表示しているそうです。一人ひとりにコストを意識させ、会議を効率的に進めることが狙いです。この企業では、全スタッフが1日の予定をパソコンに入力し、共有できる仕組みも導入したことにより、月間の平均残業時間が2年前に比べ半分以下となったそうです。

また、他の企業では、1日の予定を管理職に報告させることに加え、全員の時間の使い方を分析することで、長時間労働の原因を分析し、残業削減に取り組んでいるそうです。

個人でもできる残業削減

残業時間を減らすには、社員の協力も必要不可欠です。仕事を効率的に終わらせるスキルを身につけることができれば、個人でも残業の削減は可能です。

まずは、日常業務を徹底的に見直し、始業から就業までの間にどんな仕事をするのか、スケジュールを書き出すことから始めます。このとき、例えば「13時～17時：資料作成」などと大まかに計画しがちですが、資料作成といっても「データ収集」「情報分析」「入力作業」などいくつもの作業に分かれます。業務を細分化し、事前に準備しておく事項や人に任せられる事項を明確にしておけば、時間を効率的に使えるようになります。

残業時間の削減は労使双方にとって大きなメリットがあります。まずは、会議や打合せ、資料作成などの身近なムダを排除することから始める必要があります。他にも、個々人が“残業を無くそう！”という意識付けも大切かと思えます。



国会に提出されている「年金改善法案」の内容

年金制度全体の改善に向けて

現在、年金に関するいくつかの法案（総称して「年金改善法案」）が国会に提出されています。

高齢期の所得を確保する観点から、国民年金保険料の納付可能期間の延長や、企業型確定拠出年金の加入資格年齢の引上げ・加入者による掛金拠出の認容などが主な内容です。

国民年金法の一部改正

- (1) 国民年金保険料の納付可能期間を延長（2年 10年）し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
- (2) 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- (3) 国民年金の任意加入者（加入期間を増やすため60歳～65歳までの間に任意加入した者）について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

確定拠出年金法の一部改正

- (1) 加入資格年齢を引き上げ（60歳 65歳）、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- (2) 従業員拠出（マッチング拠出）を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- (3) 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る。

皆様からすると、いまいち分かり辛い改善内容かもしれませんね。一刻も早く、**皆が安心して払うことのできる年金制度になることを、祈るばかりです。**

経営のヒント～“つもり違い10カ条”を御存じですか？

皆さんは、“**つもり違い10カ条**”というのを聞いたことがありますか？私は昔は知らなかったのですが、平成17年の社労士開業後、近隣の労働基準監督署に貼ってあるのを見て、それ以来、その監督署に行くと10カ条を目にする度に、自分自身を戒めています。

以下、その内容です。皆様はいかがでしょう？

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1)高いつもりで低いのが教養 | 2)低いつもりで高いのが気位 |
| 3)深いつもりで浅いのが知識 | 4)浅いつもりで深いのが欲望 |
| 5)厚いつもりで薄いのが人情 | 6)薄いつもりで厚いのが面皮 |
| 7)強いつもりで弱いのが根性 | 8)弱いつもりで強いのが自我 |
| 9)多いつもりで少ないのが分別 | 10)少ないつもりで多いのが無駄 |

～ 所長のひとこと～ “これって常識ですか？”

まもなく6月を向かえますが、だいぶ陽が熱くなってきましたね。日によっては、車のエアコンをかけることもあります。

そんな天気の良い日には、私は部屋の窓を網戸にして換気をしております。冬の間は、さすがに寒かったですが、この季節は、気持ち良さを感じます。

さて、その換気についてですが、私は空気の入替え程度の認識しかありませんでした。しかし、少し前の中国新聞に、

”部屋の換気をすると埃が溜まりにくい”

という趣旨のコラムが書いてありました。掃除をしてもすぐに埃が溜まるのに、辟易していた私……。それを読んで以来、家にいるときには、今まで以上に頻りに換気をするようになりました。換気が良い効果を生めば良いのですが……

こんなときは、社労士國本豊にご相談下さい。

・ **就業規則の作成**

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します)

・ **労災保険、雇用保険、社会保険関係の手続き・相談** (手続きだけでなく、社会保険料削減の相談にも応じております)

・ **事業主様の労災保険特別加入の相談**

・ **雇用保険助成金の申請**

(若者を採用する際の助成金、育児休業時の助成金、パートタイマー等の待遇を向上したときの助成金、新規創業時の助成金等あらゆる助成金の相談に応じております。)

・ **会社設立時の労働社会保険手続き** ・ **求人募集手続き**

・ **労働者の雇い止めの相談** ・ **労働基準監督署の調査対応** ・ **年金相談**

等 雇用に関するありとあらゆる相談ごとに対応いたします！

國本豊社会保険労務士事務所

(山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号)

・山口商工会議所エキスパート登録 ・柳井市倫理法人会会員

・柳井商工会議所青年部所属

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

*最近はツイッターでもつぶやいています。

